

# 市有物件等売却公募入札募集要領

本要領については、令和元年6月10日開札執行する下記の売却物件に関し、必要な事項を定めるものである。

## 1. 売却物件

すべて現状引き渡しとし、下記に記載している地積での売却とする。

### (1) 末永職員住宅跡地

名称	末永職員住宅跡地
所在	末永町92番地33
地目	宅地
地積	190.34㎡
用途地域等	第1種中高層住居専用地域
上下水道	伊達市の水道(前面道路配水管あり)、伊達市公共下水道(敷地内に汚水柵あり)
接道状況	南東側 幅員6mの伊達市道に接道
最低売却価格	5,692,000円
入札参加対象者	・日本国籍の者 ・日本国内に住所を有する日本の商法その他商業関係法等により設立された法人

### (2) 大滝区教職員住宅

名称	大滝区教職員住宅
所在	大滝区北湯沢温泉町56番地12
地目	宅地
地積等	土地 330.00㎡ 建物 1戸 84.00㎡
建築年月日	昭和63年10月
構造	木造平屋建
用途地域等	都市計画区域外
上下水道	伊達市の水道(前面道路配水管あり)、伊達市公共下水道(隣接下水道本管から引込可)
接道状況	南西側 幅員12mの伊達市道に接道
最低売却価格	1,485,000円
入札参加対象者	・日本国籍の者 ・日本国内に住所を有する日本の商法その他商業関係法等により設立された法人
特記事項	土砂災害警戒区域内です。

## 2. 譲受者の決定

(1) 譲受者の決定は譲受希望者による入札とし、最低売却価格以上の入札書を提出した者のうち、最高額を提示した者とする。

(2) 開札後、同額の最高額を提示した者が2者以上いた場合、抽選により譲受者を決定する。

### 3. 入札参加条件

上記入札対象者のうち、次の条件をすべて備えている者(個人及び法人)とする。

#### (1) 個人の場合

- ア. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び伊達市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- イ. 国税(申告所得税と消費税及び地方消費税)及び居住している市町村が課税する市町村民税を滞納していない者(審査基準日は平成31年3月31日とする。)
- ウ. 契約諸費用及び土地売却代金を市が指定する期日までに納入できる者

#### (2) 法人の場合

- ア. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び伊達市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年条例第2号)第2条第4号に規定する暴力団関係事業者でない法人
- イ. 所在地に法人市町村民税について申告をしている法人
- ウ. 国税(申告所得税と消費税及び地方消費税)及び法人市町村民税を滞納していない法人(審査基準日は平成31年3月31日とする。)
- エ. 契約諸費用及び土地売却代金を市が指定する期日までに納入できる法人

### 4. 入札書及び入札参加申込書等の交付及び受付

#### (1) 申込書の交付方法

担当窓口での配布または伊達市ホームページからのダウンロード

#### (2) 受付期間

令和元年5月13日(月)から令和元年5月31日(金)まで(土日祝日等の閉庁日を除く)

※受付時間:午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

#### (3) 受付方法

担当窓口へ持参または郵送

※郵送の場合、82円切手を添付した返信用封筒を同封の上、一般書留又は簡易書留を利用して  
ください。

#### (4) 担当窓口

〒052-0024

伊達市鹿島町20番地1

伊達市役所本庁舎2階企画財政部財政課契約管財係

大滝総合支所地域振興課地域住民係

※郵送の場合は契約管財係へ送付(〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1)

#### (5) 注意事項

- ア. 入札書の様式は市で提示する統一様式とする。
- イ. 入札書の提出については、入札書に所定の事項を記入し封筒に入れ、封印して提出する。
- ウ. 入札書への金額の記入は、算用数字を使用し最初の数字の前に¥を記入する。また、金額の訂正は認めない。

- エ. 入札書を譲受希望者本人に代わり代理人が提出する場合、所定の委任状を提出する。
- オ. 譲受希望者は、同時に他の代理人になることはできない。
- カ. 代理人は、同時に2者以上の代理人になることはできない。
- キ. 共有名義により購入を予定している場合には、代表申込人による入札とする。
- ク. 提出した入札書は、その事由のいかに係わらず、引き替え、変更または取消を行うことはできない。

## 5. 現地確認(希望者のみ)

現地確認を希望する場合は事前に担当まで連絡すること。□

### (1) 現地確認期間

令和元年5月13日(月)から令和元年5月31日(金)(土日祝日等の閉庁日を除く)

※現地確認時間:午前9時から午後4時まで(正午から午後1時を除く)

### (2) 担当

#### ア. 伊達地区内

企画財政部財政課契約管財係

電話番号:0142-23-3331(内線224)

#### イ. 大滝区内

大滝総合支所地域振興課地域住民係

電話番号:0142-68-6111(内線724)

## 6. 入札参加資格審査

- (1) 市は入札参加申し込みがあったときは、その者が入札参加資格を備えているか審査し、その結果を通知する。
- (2) 審査結果については申込人に対して通知するが、その審査結果に対する不服申し立ては受け付けない。

## 7. 開札執行日時及び場所

- (1) 日時:令和元年6月10日午前10時00分から  
(※1. 売却物件に記載している順に開札を行う。)
- (2) 場所:伊達市役所本庁舎2階会議室B

## 8. 開札の執行方法

開札は入札参加者又は代理人による立会の上行う。ただし、入札参加者及び代理人が開札場所にいない場合、公売事務を担当していない職員が立ち会う。

## 9. 契約の締結

- (1) 契約の締結日は令和元年7月9日までとし、市と協議の上、決定する。
- (2) 契約書は市が作成する。
- (3) 契約締結に要する費用は、譲受者の負担とする。

## 10.代金の納入

譲受者は契約締結後20日以内に、市が発行する納付書によって代金を支払わなければならない。

## 11.契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を締結しないまたは契約を解除する。

- (1) 入札参加条件を備えていないことが判明した場合
- (2) 指定された期日までに代金を納入しなかった場合

## 12.違約金

譲受者の責めに帰する理由により契約解除となった場合、市は譲受人より契約金額の10%以内の違約金を徴収することができる。

## 13.所有権移転登記及び引渡

- (1) 市は、代金が納入されたことを確認後、所有権移転登記を行う。
- (2) 譲受者は、代金を納入後、所有権移転登記に必要な書類を市へ提出しなければならない。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、譲受者の負担とする。
- (4) 所有権移転登記後に課税される不動産取得税は、譲受者の負担とする。
- (5) 売買物件は、所有権が移転したときに、現状有姿のまま引渡しとなります。

## 15.その他

本要領に定めのない事項及び疑義については、規則その他関係法令の定めるところによるものとする。